

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 51 年 2 月に A 市に転入した際、市役所の担当者から国民年金加入を勧められ、夫婦一緒に加入した。その時、年金担当窓口で国民年金保険料の納付書を作成してもらい、夫婦共に 20 歳までさかのぼって、国民年金保険料を一度にすべて納付したはずであるのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録によると、申立人は、農業者年金の被保険者となった昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの付加保険料を過年度納付により納付していることがうかがえ、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及び申立人の妻は、いずれも「国民年金の加入手続をした昭和 51 年 2 月に、夫婦共に 20 歳にさかのぼって、国民年金保険料を一度にすべて納付したことに間違いない。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 51 年 2 月と推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付により納付することが可能であったこと、及び A 市では、「昭和 51 年当時、窓口で過年度保険料の納付書を発行していた。」としていることから、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年9月30日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成5年11月1日から7年9月30日までの期間に係る標準報酬月額が9万2,000円となっていることが、社会保険事務所の訪問調査によって判明した。申立期間当時の給与は約17万円であったので、申立期間に係る標準報酬月額を申立期間当時の給与に基づく金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する17万円と記録されていたところ、平成7年10月12日付けで、5年11月1日にさかのぼって、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主及び事業主の妻並びに申立人の妻についても、平成7年10月12日付けで、5年11月1日にさかのぼって標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理が行われている。

さらに、事業主は、「社会保険事務所への届出は妻が行っていたが、申立期間に係る標準報酬月額が遡^{そきゅう}及訂正されることについては承知していなかった。」としているところ、当該事業所の監査役であり、事務を行っていた事業主の妻は、「保険料の滞納があったことは知っているが、滞納期間や滞納金額までは知らないし、社会保険事務所への届出は、ほとんど夫の父親が行っていたので、標準報酬月額が遡^{そきゅう}及訂正された経緯は知らない。」としている上、事業主の父親は既に死亡しているため事情を聴取できず、当時の同僚からも、申立人の給与が、さかのぼって訂正された標準

報酬月額（9万2,000円）に対応した金額に減額されたことをうかがわせる証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成7年10月12日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものととは考え難く、申立人について5年11月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和21年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、180円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月11日から同年6月20日まで

私は、昭和21年4月ごろ、当時居住していた地区の人たちと一緒にA社に入社し、鉄工製品の加工等に従事していた。

ところが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答であった。

一緒に入社した人たちは、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和21年4月11日となっているのに、私の資格取得日が同年6月20日となっていることに納得できない。

申立期間においても、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、当時、同じ地区から一緒にA社に入社したとする6人は、いずれも昭和21年4月11日付けで当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しており、そのうち事情を聴取できた1人は、「同じ地区に住んでいた申立人と一緒に入社した。入社した当初、私は、鉄工製品の加工をしていた。作業をしていた棟は違っていたが、申立人も同じ作業をしていたし、同じ地区から一緒に入社したほかの人たちも同じ作業をしていた。」としている上、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所

に係る被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた 11 人のうち 3 人は申立人を覚えており、そのうち 1 人も「私は、昭和 21 年 4 月 10 日ごろに入社したが、このころ、申立人は工場で働いていたと思う。」としていることから、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務していたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の記録から、180 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和37年1月1日）及び資格取得日（昭和37年6月1日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和37年1月1日から同年6月1日まで
②昭和37年8月1日から40年12月31日まで

申立期間①について、私は、A社に昭和35年9月から37年7月まで継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、同年1月から同年5月までの5か月間については、厚生年金保険加入記録が確認できないとのことであった。当時、A社の経営状態が良くなかったことを記憶しているが、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずである。

申立期間②について、私は、B社に昭和37年8月から40年12月まで勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、B社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであった。

申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和35年9月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年1月1日に同資格を喪失後、同年6月1日にA社において再度同資格を取得しており、37年1月から同年5月までの申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、当時、A社に正社員として勤務していた複数の同僚の証言に

より、申立人が、申立期間①において、A社に継続して勤務し、かつ、業務内容及び勤務形態に変更は無かったものと推認される。

また、複数の同僚は、いずれも申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が継続している上、申立期間①当時の経理担当者は、「社員は全員、厚生年金保険に加入していたと思うし、当時、同じ人の被保険者資格喪失の手続を短期間に2回も行った記憶は無い。」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和36年12月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪している上、当時の事業主は死亡しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪等に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間②については、複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間②において、B社に勤務していたものと推認される。

しかし、B社は、「昭和42年11月1日以前については、厚生年金保険に加入するかどうかは従業員各自の意向に基づいて決めており、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」としている上、申立人が氏名を挙げている同僚9人（申立期間当時の事業主及び現在の事業主を除く。）のうち2人については、申立人と同様に、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名を確認できない。

また、社会保険庁が保管しているB社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間②及びその前後の期間に欠番は無い。

このほか、申立期間②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 62 年 1 月まで

私は、昭和 61 年 8 月末に会社を辞めた後、自分で国民年金の加入手続を行い、62 年 2 月に次の会社で厚生年金保険に再加入するまで、国民年金保険料は社会保険事所の窓口で納付していた。

このため、国民年金には空白期間が無いと思っていたが、「ねんきん特別便」が届き、申立期間が空白期間とされていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 61 年 8 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入場所、納付金額等に関する申立人の記憶は曖昧である上、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 44 年 11 月まで

私は、申立期間において、A社で朝8時から夕方5時まで勤務し、市内の商店などに、銅線等の荷物をトラックで運搬していた。

一緒に仕事をしていた同僚については当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるのに、私については加入記録が確認できないのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、申立人は、「私は、同僚として氏名を覚えている7人よりも後に入社した。」としているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該同僚7人のうち5人は、申立人が入社したとする昭和42年10月以降の時期に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚の1人は、「厚生年金保険の被保険者記録に反映されていない期間がある。」としているほか、申立期間において当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者は、「私は、半年間ぐらいは勤務していたはずであるが、厚生年金保険の加入記録は1か月しか確認できない。」としていることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員に対して、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった可能性を否定できない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間及び

その前後の期間に整理番号の欠番は無い。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から平成 7 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 60 年から A 社の代表取締役として勤務していた。申立期間における標準報酬月額は、当時の給与額に見合う金額より低い額となっている上、申立期間のうち、平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 6 月 30 日までの期間については、社会保険事務所の訪問調査によって、私が知らない間に、当該期間に係る標準報酬月額が実際の給与額より低い額に遡及して訂正されていることが分かった。

申立期間について、申立期間当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 62 年 9 月 1 日から平成 6 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、「当時の給与額に見合う金額より低い額になっている。」と主張しているものの、i) 申立人が提出した 2 年 7 月以降の期間に係る賃金台帳上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額と一致していること、ii) 同年 6 月以前の期間については、オンライン記録において、当該期間における申立人の標準報酬月額は、当該期間当時における最高額の標準報酬月額（昭和 62 年 9 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 2 年 6 月までは 53 万円）であり、制度上、当該期間においてそれより高い額の標準報酬月額は存在しないことから、社会保険庁の記録に特に不自然な点は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和 62 年 9 月 1 日から平成 6 年 8 月 1 日までの期間については、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 6 月 30 日までの期間については、社会保険庁の記録によると、当該期間の標準報酬月額について、当該事業所が全喪（平成 7 年 6 月 30 日）した後の同年 8 月 11 日付けで当該期間の標準報酬月額が 44 万円から 28 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該期間において A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所への届出は事務担当者等が行っていたので、遡及訂正の手続については承知していなかった。」としているものの、社会保険庁の記録では、当該事務担当者は、当該事業所が適用事業所でなくなる以前に、被保険者ではなくなっており、遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、申立人は、「会社の取り決め等の決裁権は私にあった。」としているところ、当該事業所の代表取締役であった申立人は A 社の業務執行に責任を負っており、社会保険事務についても権限を有していたと認められることから、標準報酬月額の減額について同意したものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 6 月 30 日までの期間については、当該期間も含め当該事業所の業務に責任を有する代表取締役であった申立人が、当該期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成 16 年 9 月 3 日から 18 年 4 月 8 日まで
②平成 18 年 4 月 16 日から 19 年 4 月 4 日まで

申立期間①について、私は、A社に就職した際、給与は月額 27 万円とすることとなった。事実、その額に近い給与が支給されていたと思うが、社会保険庁の記録では、申立期間①の標準報酬月額は 17 万円とされている。

また、申立期間②について、私は、B社に就職した際、給与は月額 29 万 5,000 円とすることとなったが、給与明細はもらっていなかった。その後、B社における私の給与明細を見る機会があり、それによると、私の給与は、平成 18 年 4 月からは 29 万 5,000 円、同年 7 月からは 35 万 5,000 円、同年 11 月からは 29 万 5,000 円となっていたが、社会保険庁の記録では、申立期間②の標準報酬月額について、同年 4 月から同年 6 月までの期間を 24 万円、同年 7 月から同年 10 月までの期間を 28 万円及び同年 11 月から 19 年 3 月までの期間を 24 万円とされている。

申立期間①及び②の標準報酬月額について、給与の支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額の内いずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間①について、C市の平成17年度から19年度までの期間に係る「住民税課税内容の回答書」に記載されている所得の内訳のうち、平成17年分所得の内訳（平成16年及び18年分所得には、別の事業所に係る給与額が含まれており、A社から支給された給与額を特定できない。）によると、申立人が主張するとおり、給与収入から算出した給与総支給額は社会保険庁の標準報酬月額の記録よりも高額であると推認できるものの、当該回答書に記載されている社会保険料控除額は、同庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額とおおむね一致しており、実際の給与額から算出された保険料額ではないことが認められる。

また、当該事業所が届け出た申立人に係る平成16年9月の船員保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び17年9月7日の船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎明細書の写しにより、申立人の標準報酬月額として届け出られた額は、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、当該事業所から提出された船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎明細書の写しによると、当該事業所は、歩合給による標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ており、申立人と職種が同じである21人のうち20人（申立人を含む。）は、いずれも持歩は「1.0」とされ、船員保険及び厚生年金保険の標準報酬月額は17万円とされていることが確認できる。

申立期間②について、B社から提出された平成18年及び19年に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の写しによると、申立期間②において、申立人が主張するとおり、総支給金額から算出した給与総支給額は社会保険庁の標準報酬月額の記録よりも高額であると推認できるものの、当該徴収簿に記載されている社会保険料控除額は、同庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額とおおむね一致しており、実際の給与額から算出された保険料額ではないことが認められる。

また、当該事業所が届け出た申立人に係る平成18年4月17日の船員保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同年7月、同年10月及び同年11月の船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届並びに同年7月の船員保険厚生年金保険被保険者資格記録訂正届のそれぞれの写しにより、申立人の標準報酬月額として届け出られた額は、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、当該事業所から提出された申立人に係る給与支給明細によると、「賃盛」欄には、申立人が支給されていたと主張する給与額と一致する金額が記載されているものの、当該事業所は、「賃盛とは給与、期末手当（2割分）及び航海手当を加算したものである」ので、社会保険事務所に届ける

標準報酬月額が賃盛から期末手当（2割分）を差し引いた額である。」としている上、「船員保険料」として控除されている額は、社会保険庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。